

# 告示

## 埼玉県告示第四百六十号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

令和元年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人狭山中央病院	埼玉県狭山市富士見二丁目十九番三十五号	令和元年五月三十一日
医療法人一成会さいたま記念病院	埼玉県さいたま市見沼区東宮下字西百九十六番地	令和元年六月三十日